

固定資産評価基準 別表第 15 （減価率・減価残存率表）

耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率	
		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの			前年中 取得のもの	前年前 取得のもの			前年中 取得のもの	前年前 取得のもの
—	—	—	—	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣告示です。

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）
申告の手引

提出期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）

提出先 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市 財務部資産税課 償却資産係
電話 029-883-1111（代表）
内線 2720、2721

※市内各窓口センターでも御提出いただけます。

市税につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、償却資産の申告の時期が近づいてまいりましたので、申告の手引により御案内させていただきます。
償却資産申告書の提出期限は令和 7 年 1 月 31 日（金）ですが、期限間近になりますと受付や問合せて窓口が混雑しますので、令和 7 年 1 月 17 日（金）までの提出に御協力ください。
また、申告の対象となる資産を所有していない方は、申告書「18 備考（添付書類等）」の『3. 該当する資産なし』」に○をつけて提出いただきますようお願いいたします。



つくば市役所財務部資産税課

目 次

I 償却資産の概要

1	償却資産とは	1
2	償却資産の種類とその例	1
3	償却資産の申告について	1
4	業種別でみた主な償却資産の例	2
5	申告の対象となる償却資産	2, 3
6	申告の対象とならない償却資産	3
7	償却方法と取得価額による申告対象一覧	3

II 償却資産申告書の書き方

1	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例	4, 5
2	種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	6, 7
3	種類別明細書（減少資産用）の記入例	8, 9

III 償却資産の評価及び課税等について

1	納税義務者・課税標準等について	10
2	家屋と償却資産の区分	11
3	国税との主な相違点	12

IV その他

1	実地調査について	13
2	注意事項	13

< 参 考 >

固定資産評価基準 別表第 15（減価率・減価残存率表）

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（又は減価償却費）が法人税法（又は所得税法）の規定による所得の計算上損金（又は必要な経費）に算入されるものを償却資産といいます。

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等は償却資産に該当し、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

2 償却資産の種類とその例

< 表 1 >

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構 築 物	駐車場等の舗装路面、門・塀、緑化施設等の外構工事、土留擁壁、井戸、貯水池、看板、広告塔、二層式駐車場等
	建物附属設備	○受変電設備、予備電源設備、冷凍冷蔵設備、屋外に埋設されたガス・水道等の配管、中央監視制御装置、LAN 設備等 ○賃貸家屋に施工した内装・造作・建築設備等（特定附帯設備）
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、農林業用機械、クレーン等の建設機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備等
3	船 舶	ボート、釣船、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	○大型特殊自動車 ・9 ナンバー（クレーン車・フォークリフト等） ・0 ナンバー（ブルドーザー・トラクタショベル等建設重機） ※構内運搬車、農耕作業用自動車等（小型特殊自動車の規格外車両）
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、医療機器、測定工具、金型、事務机、事務いす、応接セット、自動販売機、看板、テレビ、エアコン、絵画、美術品等

※建物附属設備のなかでも償却資産の課税対象となるものがあります。なお不明な場合は、資産税課償却資産係までお問い合わせください。

3 償却資産の申告について

償却資産をお持ちの方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を、当該償却資産の所在地の市町村長に申告する義務があります。

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及びつくば市税条例第 84 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

4 業種別でみた主な償却資産の例

< 表 2 >

業 種		主な償却資産の名称・耐用年数
共通	全 業 種	事務用机・椅子⑧又は⑮、金属製看板⑩、レジスター⑤、金庫⑳、パソコン④、プリンター⑤、コピー機⑤、応接セット⑤又は⑧、セキュリティ設備⑤、エアコン⑥、LAN設備⑩、簡易パーティション③、受変電設備⑮、置型太陽光発電設備⑰、舗装路面⑩又は⑮等
	事業用家屋賃借の場合	内装工事⑮等（平成 16 年 4 月 1 日以降取得の資産）
農 業		耕運機⑦、乾燥機⑦、刎摺機⑦、トラクター⑦、ビニールハウス④等
建 設 業		ブルドーザー⑥、パワーショベル⑥、ランマ⑥、大型特殊自動車⑥等
製 造 業		金型②、旋盤⑮、プレス機⑩、測定・検査工具⑤、蓄電池電源設備⑥等
電気・ガス・水道		供給管⑬、冷却塔⑮等
情 報 通 信 業		サーバー⑤等
運 輸 業		大型特殊自動車対象フォークリフト④等
卸 売 ・ 小 売 業		陳列棚・ケース⑥又は⑧、冷蔵庫⑥、冷凍庫⑥、自動販売機⑤、洗車機⑧等
金 融 ・ 保 険 業		ATM ⑤、紙幣計算機⑤、硬貨自動包装機⑤、テラーズマシン⑤、携帯端末⑤等
不 動 産 業		アスファルト駐車場⑩、コンクリート駐車場⑮、フェンス⑩、植栽工事⑳、屋外給排水設備⑮、ゴミ箱⑩、ガスボンベ庫⑩等
飲 食 ・ 宿 泊 業		食卓⑤、椅子⑤、厨房設備⑧、冷凍冷蔵庫⑧、ベッド⑩等
医 療 ・ 福 祉 業		手術機器⑤、消毒滅菌用機器④、調剤機器⑥、レントゲン機器⑥、歯科診療ユニット⑥、ファイバースコープ⑥等
サ ー ビ ス 業 (理容・美容・クリーニング業等)		理・美容用椅子⑤、消毒滅菌器⑤、パーマ器⑤、洗濯機⑬、乾燥機⑬、プレス機⑬、ゲーム機③、カラオケ機器⑤、ネオンサイン③等

※上に表示した資産は、業種別にみた主な償却資産の名称となっています。また、○内の数字については、法定耐用年数を示しています。

5 申告の対象となる償却資産

令和 7 年 1 月 1 日現在において、市内にある事業の用に供する資産の申告が必要となります。

対象となる資産の例



次に掲げる資産も含ましますので、注意してください。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、償却済資産、遊休資産及び未稼働資産であっても、令和 7 年 1 月 1 日現在において事業の用に供することができるもの
- イ 改良費（税務会計上の資本的支出に該当するもの）
- ウ 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（表 1、表 4 参照）

- エ 取得価額が 2 0 万円未満の償却資産であっても個別に減価償却をしているもの（表 3 参照）
- オ 租税特別措置法の規定を適用し、中小企業者等が取得価額 3 0 万円未満の減価償却資産を即時償却しているもの（表 3 参照）
- カ リース資産であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
- キ 国税の所得計算において減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産

6 申告の対象とならない償却資産

対象とならない資産の例



- 次の資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。
- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
 - イ 無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、実用新案権等）
 - ウ 繰延資産
 - エ 一括償却資産（表 3 参照）
 - オ 耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 1 0 万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上していないもの（表 3 参照）

7 償却方法と取得価額による申告対象一覧

< 表 3 >

個別に耐用年数を設定(減価償却)している資産 ※10万円未満でも、一時に損金算入せず個別に償却している資産は、償却資産として申告対象になります。		
30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (中小企業者等で法令により取得価額を経費として利益から差し引いてもよいと認められた資産) ※租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか	
20万円未満	買取をしたリース資産 (20万円未満) ※法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項により規定	3年で一括償却 (減価償却をする資産) ※法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項
10万円未満	一時に損金算入した資産 (取得価額全額を経費として利益から差し引いた資産) ※法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条	
申告対象となる資産 申告対象とならない資産		

Ⅱ 償却資産申告書の書き方

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例

令和 7 年 1 月 14 日
つくば市長 殿

令和 7 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

〈住所・氏名〉
郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入してください。

〈個人番号又は法人番号〉
12桁の個人番号(マイナンバー)又は 13桁の法人番号を記入願います。

受付印

1 (ふりがな)住所又は納税通知書送付先	〒 305-0817 つくばしけんきゅうがくえんいっちょうめ1ばんち1 つくば市研究学園一丁目1番地1 (電話 029-80△-□×××)	3 個人番号又は法人番号	012345○△
2 (ふりがな)氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	〇〇さーびすかぶしがいしゃ つくば たろう 〇〇サービス株式会社 代表取締役 筑波 太郎 (屋号 〇〇サービスつくば店)	4 事業種目 (資本金等の額)	食料品製造販売 (10
		5 事業開始年月	平成 10 年
		6 この申請に回答する者の氏名	経理担当 筑波 花子
		7 税理士等の氏名	桜 数男

資産の種類	取 得 価 額				前 年 中 に 取 得 し た も の				計 ((イ)-(ロ)+(ハ))							
	(イ)				(ロ)				(ハ)				(ニ)			
1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
2 機 械 及 び 装 置																
3 船 舶																
4 航 空 機																
5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品																
7 合 計																

資産の種類	評 価 額 (ホ)				決 定 価 格 (ヘ)				課 税 標 準 額 (ト)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物												
2 機 械 及 び 装 置												
3 船 舶												
4 航 空 機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
7 合 計												

〈取得価額〉
(イ) 前年前に取得したもの（昨年までの申告に基づいて印字しています）
(ロ) 前年中に減少したもの
この欄の合計は種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。
例：売却、滅失、他市町村へ移動した資産
(ハ) 前年中に取得したもの
この欄の合計は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同じです。
例：購入、自己による製造、他市町村より受入した資産

〈評価額(ホ)～課税標準額(ト)〉
記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、課税標準額の記入をお願いします。

〈事業種目〉
事業種目を具体的に明記し、複数ある場合は代表的な業種を記入してください。また、資本金も記入願います。

〈6・7〉
提出された申告書について、お尋ねする場合がございますので、必ず記入するようお願いいたします。

※ 所 有 者 コ ー ド

8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無
9 増加償却の届出	有 ・ 無
10 非課税該当資産	有 ・ 無
11 課税標準の特例	有 ・ 無
12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ 無
13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
14 青色申告	有 ・ 無

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 苅間2530-2
② 筑波1-10-4
③

16 借用資産

(有・無) 貸主の名称等
つくば市小基288番地
(株)荻崎リース
029-8×△-××○×

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有 ・ 借家

18 備考（添付書類等）

該当する番号に○印をつけてください。

1. 前年中資産の増減なし
2. 前年中資産の増減あり (増加・減少)
3. 該当する資産なし
4. 全資産削除
5. 廃業・解散 (年 月 日)
6. 転出 (年 月 日)
7. その他

〈事業開始年月〉
個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は、当該法人の設立年月を記入してください。

〈8～14〉
該当する方を○で囲んでください。

〈市内における事業所等資産の所在地〉
複数の事業所等がある場合は、主たる事業所等の番号を○で囲んでください。

〈借用資産〉
土地・家屋以外の借用資産について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の住所・名称・電話番号等を記入してください。

〈事業所用家屋の所有区分〉
該当する方を○で囲んでください。

〈備考〉
該当する番号に○を付け、必要事項を記入してください。
1. 前年中資産の増減なし
前年中に資産に変更がなかった場合。
2. 前年中資産の増減あり (増加・減少)
前年中に資産に変更があった場合。
3. 該当する資産なし
償却資産に該当する資産がない場合。
4. 全資産削除
今まであった資産が全てなくなった場合。
5. 廃業・解散 (年 月 日)
廃業・解散した場合には、年月日を記入してください。
6. 転出 (年 月 日)
事業所が市内から転出した場合には、年月日を記入してください。
7. その他
企業合併等に伴う事業の継承や休業、又は所有者死亡等による資産の相続等、その他特記すべき事項があれば記入してください。

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

〈資産の種類〉

資産の種類について該当する番号を記入してください。

1. 構築物（建物附属設備）
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

〈数量〉
該当資産の数量を
記入してください。

〈取得年月〉
取得した年月を記入してください。
昭和－ 3、平成－ 4
令和－ 5

つくば市に初めて申告する方は、必ず全資産を申告してください。

〈耐用年数〉
原則として法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。また、短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入し、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

〈所有者名〉
氏名又は名称を記入して右の欄
へページ数を付してください。

第二十六号様式別表一（提出用）

〔摘要〕

当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項
- ②東日本大震災により被災した資産の代替取得・改良費に関するものは、代替または改良と記入し、被災した資産の資産コードも記入してください。
- ③短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
- ④増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
- ⑤その他その資産の評価に必要な事項

〈増加事由〉

資産が増加した場合、該当する番号に○を付けてください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受け入れ
4. その他

※全資産で申告する場合は、資産の増加がわかるように申告してください。

増加資産については

- 資産の種類
- 資産の名称等
- 数量
- 取得年月
- 取得価額
- 耐用年数

は必須記入項目ですので、必ず記入をしてください。

〔取得価額〕
償却資産を取得するために支出した金額（付随費用を含む）をいいます。また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳の取扱いには認められていませんので、圧縮額を含めた価額を記入してください。

ずれかに○印を付けてください。

令和 7 年度													
種類別明細書（増加資産・全資産）													
所 有 者 コ ー ド ※													
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			(イ) 取 得 価 額				耐 用 年 数	
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円		
01	1		アスファルト舗装路面駐車場	1	5	6	1		12	600	000	1.0	
02	1		外構植栽工事	1	5	6	2		3	360	000	2.0	
03	1		屋外給排水工事	1	5	6	3		3	097	500	1.5	
04	1		厨房設備	1	5	6	4		4	488	750	8	
05	1		受変電設備（キューピクル）	1	5	6	5		6	667	500	1.5	
06	2		太陽光発電設備	1	5	6	6		2	074	800	1.7	
07	5		フォークリフト	1	5	6	7		2	373	000	4	
08	6		看板	1	5	6	10		1	018	500	3	
09	6		ノートパソコン	3	5	6	11			724	500	4	
10	6		冷蔵庫	1	5	6	12			479	745	6	
11	6		応接セット一式	1	5	5	2			446	250	8	
12	6		42型テレビ	1	4	29	8			396	900	5	
13													
14													
15													
16													
17													
18													
小 計				14					37	727	445		

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のい

[illegible]

Ⅲ 償却資産の評価及び課税等について

1 納税義務者・課税標準等について

（１）納税義務者

毎年１月１日（賦課期日）現在の償却資産の所有者となります。

（２）償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

ア 前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \left[\text{注 1} \right] \times \frac{\{ 1 - (\text{減価率} \left[\text{注 2} \right] \div 2) \}}{\text{減価残存率（前年中取得のもの）}}$$

イ 前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率（前年前取得のもの）}}$$

（３）価格の決定及び課税台帳への登録

資産ごとの評価額の合計がそのまま決定価格となり、償却資産課税台帳に登録されることとなります。

（４）課税標準及び税率

償却資産の課税標準は、毎年１月１日（賦課期日）における当該償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。また、税額は算出された課税標準額（通常、評価額と同額）に税率 1.4％を乗じた額となります。

（５）免税点

課税標準額の合計が 1 5 0 万円に満たない場合は課税されません。

（但し、償却資産申告書の提出は必要となります）

（６）非課税資産 ※詳しくは、資産税課賦課係・償却資産係までお問い合わせください。

国、都道府県、市町村等が公用又は公共の用に供する固定資産などは、地方税法の規定により非課税となります。

（７）課税標準の特例

地方税法第 3 4 9 条の 3、法附則第 1 5 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例を受ける場合は、特例該当資産であることを証する書類を申告書に添付してください。

＜ 適用される特例の一例 ＞

ガス・熱供給事業、公共の危害防止施設、先端設備導入計画の認定を受けた設備
わがまち特例（再生可能エネルギー発電設備、特定事業所内保育施設等）等

※特例については、税制改正により特例対象資産、取得時期、特例率等が変更になる場合がありますので適用資産の詳細については、国の関係機関又はつくば市ホームページで御確認ください。

2 家屋と償却資産の区分

次の表は、家屋の附帯設備を償却資産と家屋に含めるものに分類したものです。通常、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは家屋に含めます。

一方、家屋から独立した設備（受変電設備など）、特定の業務に使用される設備（飲食店の厨房設備など）、容易に移動・取り外しできる設備（ルームエアコンなど）、屋外に設置されている設備は償却資産に分類されます。

申告書記入の際は、下表を参考にいただき、不明な点がございましたら資産税課償却資産係まで御連絡ください。

＜ 表 4 ＞

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電 気 設 備	自家用発電設備、受変電設備、特定業務に用いる動力用配線配管設備、ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備、交換機、配電盤、中央監視設備、蓄電池、無停電電源設備、電力引き込み工事等 ※一般家庭では使わないもの	屋内照明設備、一般の動力配線設備、電話・インターホン・電気の配線等
給 排 水 ・ ガ ス 設 備	屋外設備、引き込み工事、特定の生産又は業務用設備等（配管を含む）	左記以外の設備
給 湯 設 備	湯沸かし器等の局所式給湯設備等（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス用給湯器等
避雷設備、換気設備、衛生設備	家屋と一体となっていない設備・特定の業務用設備等	左記以外の設備
空 調 設 備	ルームエアコン（後付けのもの）等	家屋と一体となっている設備（埋込式のもの）
消 火 設 備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運 搬 設 備	工場用ベルトコンベア等	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
厨 房 設 備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等	左記以外の設備
簡易間仕切り	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
そ の 他	文字看板、袖看板、広告塔、カーテン・ブラインド、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、LAN 設備、ごみ置き場（簡易なもの）、POS システム、メールボックス等	

※家屋の所有者と異なるもの（賃借人）が平成 16 年 4 月以降に貸ビル・貸店舗等に施工した内装・外装・造作及び建築設備等については、償却資産として賃借人の方に固定資産税が課税されます。この場合、「固定資産税における家屋と償却資産の分離課税に関する申出書」の提出が必要となる場合があります。用紙の請求などについては、資産税課償却資産係までお問い合わせください。

3 国税との主な相違点

< 表 5 >

項 目	地方税の取扱い (固定資産税)	国 税 の 取 扱 い (法人税・所得税)
償 却 計 算 の 基 準 日	暦年 (賦課期日制度：1月1日)	事業年度 (決算期)
減 価 償 却 の 方 法	原則として定率法	定率法、定額法の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租 税 特 別 措 置 法)	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	1円まで償却可能
改 良 費	区分評価	原則区分評価
中小企業者等の少額 資産の損金算入の特例 (租 税 特 別 措 置 法)	認められません	認められます
自己所有の建物	家屋本体のみ (外構工事等の附帯設備は、 申告対象)	建物工事全体 (附帯工事を含めた全て)

〔注1〕 取得価額とは・・・
事業の用に供する資産を取得するために取得時において通常支出すべき金額です。取得価額には、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など、その資産の購入のために要した付随費用も含まれます。なお、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳の取扱い
は認められていませんので、圧縮額を含めた価額となります。

〔注2〕 減価率とは・・・
資産の価値が時間の経過によって減少する率で、この率は、税務会計における耐用年数に
応ずる償却率（定率法）と同じ率となります。（裏面：固定資産評価基準 別表第15 参照）

Ⅳ その他

1 実地調査について

地方税法第353条及び第408条の規定により、資産税課職員が償却資産の評価等のために
問い合わせや、実地調査を行うことがあります。調査を実施する場合は、あらかじめ連絡い
たしますので、御協力をお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第
354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。
また、実地調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等が発覚した場合には、現年分だけではなく、
資産を取得した翌年まで遡及することになります。※最大5年分（地方税法第17条の5第5項）
加えて、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、一括での納付
となります。

2 注意事項

- 個人番号を記載した申告書を提出する場合は、番号法に定める本人確認が必要となります。
マイナンバーカードまたは、番号及び身元確認書類の写しを添付してください。ただし、個人
番号の記載や本人確認書類の添付がない場合でも、申告書は有効なものとして受け付けます。
- 申告書を郵送される方で、控えの返送を希望する場合、必ず返信用封筒に料金相当分の切手を
貼付してください。
- 種類別明細書（提出用）の控えが必要な場合は、お手数ですがコピーをお取りください。
- 商号変更、事業所等の移転、廃業及び解散、個人事業主からの法人成り、相続による資産継承
等については、年月日等を備考欄に記入してください。（例：令和〇年〇月〇日 廃業）
- 今年度の申告後、過年度分の未申告又は申告漏れ等が発覚した場合、資産を取得した翌年まで
遡及して申告が必要となります。（※最大5年分）

各申請様式、記入例及び償却資産の概要
はつくば市のホームページからも御確認
いただけます。
(下記QRコード又はアドレス参照)



[https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/
zeikin/shisan/1001069.html](https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/zeikin/shisan/1001069.html)

つくば 償却資産

検索

償却資産の申告は、eLTAX 地方税ポータルシステムによる電子申告を推奨してい
ます。



[eLTAX 地方税ポータルシステムサイト
https://www.eltax.lta.go.jp/](https://www.eltax.lta.go.jp/)

エルタックス

検索